



# 次期計画期間中における 介護保険特別給付について（案）



1. 市町村特別給付とは
2. おむつ購入費
3. 訪問理美容サービス費
4. 通院等乗降介助サービス費
5. ぐらしいきいき教室事業費
6. 栄養いきいき訪問事業費
7. いきいき訪問事業費

# 市町村特別給付とは

介護給付・予防給付の他に、要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止、又は、要介護状態となることの予防に資する介護給付として市町村が条例で定める給付。

介護給付、予防給付に対して「横だしサービス」と言われます。

※生活保護受給者は利用できません。

- 特別給付については、法定の介護給付及び予防給付以外の市町村独自の給付として、高齢者相互間の支え合いを制度化する意義が認められるところです。

## 特別給付の活用

- 要介護から要支援へ、あるいは、要支援から要介護への移行に対応するため、この「介護予防・日常生活支援総合事業」と同様の内容である「短期集中予防サービス」を介護保険特別給付として継続。また、在宅生活の限界点を高める視点から、訪問理美容・おむつ購入サービスも継続。



# 介護保険特別給付に関する現状の課題とその対応方針(案)

## 現状の課題点

- おむつ購入費、訪問理美容サービス費について、サービス付き高齢者住宅など、多様な住まいの増加に伴い、また家族構成等社会的な背景の急激な変化により、おむつ購入費、訪問理美容サービス費の対象となるケースは減少傾向にある。
- 通院等乗降介助サービス費は年度により利用者数に差はあるのが、有効活用されている。
- 介護保険特別給付における要介護認定者を対象としたくらしいきいき教室、栄養いきいき訪問、お口いきいき訪問の利用はなかった。

## 対応方針

- 在宅生活の限界点を高める視点から、訪問理美容・おむつ購入サービス費を継続。
- 総合事業における「短期集中予防サービス」を介護保険特別給付として継続するが、総合事業と同様にお口いきいき訪問事業費は廃止し、新たに総合事業に加わるいきいき訪問は要介護認定者を対象として介護保険特別給付に追加。
- このほか、利用がなかった事業(くらしいきいき事業費、栄養いきいき訪問事業費)については、次期計画でも継続しながら、ケアミーティング・地域生活応援会議等において、サービス利用が望ましいと思われる方に積極的に利用提案していく方針。

# 介護保険特別給付のサービス一覧(1)(案)

サービス種類	サービス内容	利用対象者 (2号被保険者を含む)
おむつ購入	<ul style="list-style-type: none"><li>・月額6,000円のおむつ引換券を支給</li><li>・利用者負担:1割</li></ul>	在宅の要介護4、5の方
訪問理美容サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・1年に3枚の理美容券を支給</li><li>・利用者負担:5割</li></ul>	在宅の要介護4、5の方
通院等乗降介助サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・退院後の在宅復帰を支援するための通院の介助</li><li>・要介護状態時に通院等乗降介助を利用していた方が要支援に認定変更となった場合の経過措置</li><li>・利用者負担:3割</li></ul>	新規申請、介護申請で要支援1、2と認定された退院後の方 要介護から要支援に認定変更になった方
くらしいきいき教室	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療・介護専門職が送迎を伴う通所による機能回復訓練等と訪問による生活環境調整等とを組み合わせ提供</li><li>・利用者負担:1割</li></ul>	在宅の要介護1～5の方
栄養いきいき訪問	<ul style="list-style-type: none"><li>・管理栄養士による訪問栄養食事指導を提供</li><li>・三重県栄養士会地域活動協議会桑名支部に委託</li><li>・利用者負担:1割</li></ul>	在宅の要介護1～5の方
いきいき訪問	<ul style="list-style-type: none"><li>・理学療法士、作業療法士による「生活の場」の環境調整に対するアドバイスを提供</li><li>・三重県理学療法士会、作業療法士会等に委託</li><li>・利用者負担:1割</li></ul>	在宅の要介護1～5の方

# 介護保険特別給付のサービス一覧(2)(案)

サービス種類	利用手続き	地域生活 応援会議	請求様式	請求 先	ケアマネジメント (ケアマネジメント費)
おむつ購入	利用者又は介護支援専門員より申請書を提出	不要	おむつ購入費支給申請書	市	不要
訪問理美容サービス	利用者又は介護支援専門員より申請書を提出	不要	訪問理美容サービス費支給申請書	市	不要
通院等乗降介助サービス	介護支援専門員より理由書等を提出	不要	通院等乗降介助サービス費請求書 +明細書	市	ケアマネジメントCに準ずる費用
くらしいきいき教室	地域生活応援会による	A型	くらしいきいき教室サービス費請求書 +明細書	市	居宅介護支援事業費の単価を踏まえて設定
栄養いきいき訪問	地域生活応援会議による	B型	総合事業の請求様式に準ずる	市	居宅介護支援事業費の単価を踏まえて設定
いきいき訪問	地域生活応援会議による	B型	総合事業の請求様式に準ずる	市	居宅介護支援事業費の単価を踏まえて設定
ケアマネジメント業務 (通院等乗降介助・いきいき系)			介護保険特別給付ケアマネジメント業務委託料請求書+利用管理票	市	特別給付のみ利用する場合に支払

# 介護保険特別給付 おむつ購入費(案)

対象者	在宅(※1)の要介護5・4の認定者
サービス利用	利用者又は担当介護支援専門員より介護高齢課に申請書を提出 ※認定調査票、主治医意見書等の資料により妥当性を審査
支給額の上限	5,400円／月
利用者負担	1割負担 (薬局にて1割分を現金で支払う)
備考	<p>○一般社団法人桑名地区薬剤師会会員又は社団法人三重県医薬品登録販売者協会桑名支部会員で登録された事業者でのみ使用することができる</p> <p>○※1とは下記の施設の利用がない状態のこと</p> <p>①介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム</p> <p>②複数かつ高齢者専用で居住する形態の施設</p> <p>③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく、共同生活援助又は施設。</p>

※サービス単価・利用者負担については、予算編成過程の中で今後変更の可能性がります。

# 介護保険特別給付 訪問理美容サービス費(案)

対象者	在宅(※1)の要介護5・4の認定者
サービス利用	利用者又は担当介護支援専門員より介護高齢課に申請書を提出
単 価	5,000円／回
利用者負担	2,500円／回(単価の5割負担)
備 考	<p>○ 三重県理容生活衛生同業組合桑名支部会員又は三重県美容業生活衛生同業組合桑名支部会員で登録された事業者のみで使用できる。</p> <p>○ サービス提供を受ける際は、必ず介護者が付き添うこと。</p> <p>○ ※1とは下記の施設の利用がない状態のこと</p> <p>①介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム</p> <p>②複数かつ高齢者専用で居住する形態の施設</p> <p>③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく、共同生活援助又は施設。</p>

※サービス単価・利用者負担については、予算編成過程の中で今後変更の可能性がります。



# 介護保険特別給付 通院等乗降介助サービス費(1)(案)

サービス内容	訪問介護における通院等乗降介助に相当するサービス
趣 旨	自力で安全に通院することができない要支援認定者に対し、訪問介護における通院等乗降介助に相当するサービスを短期間提供することで、要支援状態等の悪化の防止、退院後の在宅復帰を支援する。
対象者	次に掲げる場合における在宅(※1)の要支援認定者 ① 30日以上入院後、退院してから3ヶ月以内で、居宅から病院受診する場合(新規の要支援認定申請及び要支援認定者の区分変更申請に限る) ② 要介護から要支援への認定変更により通院等乗降介助を利用できなくなった場合(要介護者の更新申請に限る)
備 考	○※1とは下記の施設の利用がない状態のこと ①介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 ②小規模多機能型居宅介護、グループホーム、特定施設入居者生活介護(地域密着型含む) ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)に基づく、共同生活援助又は施設

# 介護保険特別給付 通院等乗降介助サービス費(2)(案)

利用期間	3ヶ月以内(ただし、サービス利用開始時の要支援認定の有効期間を超えてサービスを利用することはできない。初回開始日が15日以降の場合は、初月に含まず、翌月から3ヶ月利用可能)
サービス利用	担当介護支援専門員より介護高齢課へ理由書に利用者基本情報、アセスメントを添付して提出
単 価	片道1回 1,010円 (介護給付の通院等乗降介助を準用)
利用者負担	単価の3割負担+実費
利用限度額	8,080円/月(週2回を限度)※片道を1回とする
サービス提供事業者	訪問介護を行う事業所として、法第70条の規定により指定居宅サービス事業者として指定された者のうち、通院等乗降介助に係る届出を行った事業者

※サービス単価・利用者負担等については、予算編成過程の中で今後変更の可能性あります。

# 介護保険特別給付 ぐらしいきいき教室事業(案)

サービス内容	介護予防・日常生活支援総合事業『ぐらしいきいき教室』準用
対象者	在宅(※1)の要介護1～5の認定者
サービス利用	A型地域生活応援会議が必要
単 価	介護予防・日常生活支援総合事業『ぐらしいきいき教室』準用
利用者負担	介護予防・日常生活支援総合事業『ぐらしいきいき教室』準用
備 考	<p>○※1とは下記の施設の利用がない状態のこと</p> <p>①介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)</p> <p>②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)に基づく、共同生活援助又は施設</p>

# 介護保険特別給付 栄養いきいき訪問事業(案)

サービス内容	介護予防・日常生活支援総合事業『栄養いきいき訪問』準用
対象者	在宅(※1)の要介護1～5の認定者
サービス利用	B型地域生活応援会議が必要
単 価	介護予防・日常生活支援総合事業『栄養いきいき訪問』準用
利用者負担	介護予防・日常生活支援総合事業『栄養いきいき訪問』準用
備 考	<p>○※1とは下記の施設の利用がない状態のこと</p> <p>①介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)</p> <p>②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)に基づく、共同生活援助又は施設</p>

# 介護保険特別給付 いきいき訪問事業(案)

サービス内容	介護予防・日常生活支援総合事業『いきいき訪問』準用
対象者	在宅(※1)の要介護1～5の認定者
サービス利用	B型地域生活応援会議が必要
単 価	介護予防・日常生活支援総合事業『いきいき訪問』準用
利用者負担	介護予防・日常生活支援総合事業『いきいき訪問』準用
備 考	<p>○※1とは下記の施設の利用がない状態のこと</p> <p>①介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)</p> <p>②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)に基づく、共同生活援助又は施設</p>

# 【参考】 桑名市介護保険特別給付 利用可否 早見表(案)

		おむつ	訪問理美容	通院乗降	いきいき系 (くらし、栄養、訪問)
1号被保険者 (65歳以上)	要介護認定者	○ (※1)	○ (※1)	×	○
	要支援認定者	×	×	○ (※2)	× (※3)
	チェックリスト 該当者	×	×	×	× (※3)
2号被保険者 (40歳から64歳 かつ特定疾病)	要介護認定者	○ (※1)	○ (※1)	×	○
	要支援認定者	×	×	○ (※2)	× (※3)
	チェックリスト 該当者	※2号被保険者は、申請により要介護認定を受けなければ介護サービスを利用できないため、チェックリストは使用しません。			

○ …… 利用できます。 × …… 利用できません。

※ …… 生活保護を受給している方は、特別給付を利用できません。

※1 …… 要介護4または5の在宅生活者に限る。

※2 …… 要介護状態から要支援状態に改善した場合等、サービス利用に際し条件があります。

※3 …… 同様のサービスが「総合事業」にあります。